

新潟市障がい者支援施設等整備評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市内に、障害者の社会生活及び日常生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第11項の障害者支援施設及び児童福祉法第42条第1項の福祉型障害児入所施設（併設型の短期入所含む）を整備する指定候補者を公募型提案競技方式により選定するため、新潟市障がい者支援施設等整備評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 提案書類及びヒアリングによる審査
- (2) その他審査を実施する上で必要な業務

(組織)

第3条 委員会は、以下の選任区分による委員をもって組織する。

所属区分	選任区分
新潟市福祉部	福祉部長
新潟市こども未来部	こども未来部長
外部	新潟県福祉保健部障害福祉課長
外部	有識者（大学教授）
外部	有識者（弁護士）
外部	当事者団体代表

- 2 委員会の会務は、新潟市福祉部障がい福祉課が行う。
- 3 委員の任期は、市の選定業務開始から選定終了までの必要な期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、新潟市福祉部障がい福祉課が招集する。

- 2 委員会の委員は、第2条第1号の審査を行うため、申請者に対し整備計画等に関する説明を求めるものとする。
- 3 委員会の委員は、別に定める評価項目に対して採点を行うものとする。

(会議の公開)

第5条 委員会は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、委員会で知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、新潟市福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。